

補充立候補制度等のあり方に関する研究会(第4回)議事要旨

1 日 時 平成19年9月5日(水)13:30～15:30

2 場 所 総務省11階1101会議室

3 出席者(敬称略)

座長 蒲島郁夫(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
只野雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)
谷口将紀(東京大学大学院法学政治学研究科准教授)
大竹邦実(全国市議会議長会事務総長)
米 博義(東京都選挙管理委員会事務局選挙課長)
小島勇人(川崎市選挙管理委員会事務局次長)
玉置一夫(船橋市選挙管理委員会事務局長)

4 議 題

(1) 説明

○ 補充立候補制度等のあり方についての論点について

(2) 意見交換

5 議事の概要

(1) 事務局から、「補充立候補制度等のあり方についての論点について」の説明が行われた。

(2) その後、委員による意見交換が行われた。各委員からの主な意見等は、以下のとおり。様々な意見があることから、次回以降更に検討を深めていくこととされた。

[選挙期日の延期について]

○ 補充立候補届出期間経過後に、候補者が死亡し又は辞したものとみなされたときは、候補者が1人とならなくても、選挙期日を延期し、更に補充立候補を認めることを検討すべきではないか。

- 有力でない候補者が死亡等したときに選挙期日が延期されれば、強い非難が予想されるのではないか。
- 選挙期日の延期は、有権者に対しても、候補者に対しても大きな影響を与えることになるので、慎重に検討すべきではないか。
- 補充立候補届出期間経過後に候補者が死亡等することは非常にまれだと考えられるので、補充立候補の機会を確保する見地から、選挙期日を延期する制度とすることも妥当と考えられるのではないか。

[選挙期間中に候補者が死亡した場合において、それまでに行われた期日前投票・不在者投票の取扱いについて]

- 長崎市長選挙の際には、有力候補者が死亡したこともあり、期日前投票のやり直しを求める声も多かったとのことであり、やり直しを認める仕組みについて考えてみるべきではないか。
- 期日前投票をやり直す場合には、一部の選挙人の期日前投票だけやり直すわけにはいかず、すべての選挙人の期日前投票を一律になかったことにするしかないのではないか。また、有力候補者、そうでない候補者の区別はできず、どの候補者が死亡しても、やり直すこととするしかないのではないか。
- 有力な候補者が死亡するケースばかりとは限らず、やり直したいと考える有権者とやり直したくないと考える有権者の双方がかならず存在するので、投票のやり直しが必ずしも有権者の意思に適うということもいえないのではないか。

[首長選挙において、法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再度の投票のあり方について]

- 2回目の投票で必ず当選人を決めることについては、首長の不在期間をできるだけ短くする観点から、有力な方策の一つとしてあり得るのではないか。
- 現行の再選挙制度と決選投票制度のメリット・デメリットを整理して更に検討する必要があるのではないか。

(文責:事務局)